

環境教育等推進専門家会議（第5回） 議事概要

【日時】平成24年4月16日(月) 14:00～17:00

【場所】環境省第1会議室

【出席者】岩間芳仁（日本経済団体連合会自然保護協議会事務局長）
宇高史昭（京都市環境政策局環境管理課長）
川嶋直（財団法人キープ協会環境教育事業部シニアアドバイザー）
神部純一（滋賀大学社会連携研究センター教授）
小澤紀美子（東京学芸大学名誉教授）
倉島茂見（静岡県袋井市立袋井南中学校教頭）
末吉潤一（東京都江戸川区立西小岩小学校前校長）
津田祥子（(社)未踏科学技術協会特任事務主管）
藤村コノエ（環境文明21共同代表）
宮林茂幸（東京農業大学地域環境科学部長）
白石順一（環境省総合環境政策局 局長）
河本昇利（環境省総合環境政策局 民間活動支援室 室長）
宮澤俊輔（環境省総合環境政策局 環境教育推進室 室長）
井上直巳（環境省総合環境政策局 環境教育推進室 室長補佐）
宮澤由紀（環境省総合環境政策局 環境教育推進室 室長補佐）
馬場友望（環境省総合環境政策局 環境教育推進室）
新木聡（文部科学省 生涯学習政策局 社会教育課 課長補佐）
美濃亮（文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 課長補佐）
日置光久（文部科学省 視学官室 視学官）
中尾敏明（文部科学省 視学官室 視学官）
赤坂英則（農林水産省 農林振興局 農村計画課 企画第2係長）
藤村武（林野庁 計画課 課長補佐）
遠藤豊（経済産業省 産業技術環境局 環境政策課 環境調和産業推進室 企画係長）
福本充（国土交通省 総合政策局 環境政策課 課長補佐）

【概要】

「環境保全の意欲の増進および環境教育の推進に関する基本方針」の、改正のポイント（資料1-1）、続いて改正原稿の見え消し版（資料1-3）について今回の改正点を中心に井上室長補佐が説明を行い、次に各委員による意見交換を行った。

小澤： 一度に全部やると大変なので、資料 1 - 3 で「はじめに」からいくつかに分けて御意見を伺いたいと思いますがよろしいでしょうか。まず、「はじめに」から 3 ページの下 1/3 の部分までについて御意見を伺いたいと思います。

藤村： 全体的に申し上げると、主語が「私たちは」、「国は」、「政府は」、といろいろあり、あるいは主語が無いものもあって若干分かりにくいと感じました。

また、「はじめに」において、最初に温暖化、生物多様性、次いでニホンジカについて記述されていますが、若干唐突でパラグラフのつながりが分かりにくいと感じました。

岩間： 私も同じ意見で、「私たちは」とは誰を指して言っているのか分かりにくく混乱することがあると思います。また、3 ページの 3 番目のパラグラフで、「解決する能力」とあって、下から 2 行目は単に「能力」としかないのですが、意味があるのでしょうか。もしないのであれば、同じく「解決する能力」とした方が分かりやすいのではないかと思います。

小澤： 司会者としての意見ですが、「私たちは」とは「国民は」というニュアンスで解釈しています。

井上： 小澤座長がおっしゃったとおり、「私たちは」とは「国民全体」を指しています。前半は一般理念に関する記述が多いので「私たちは」が多くなります。後半については政府の基本方針の記述が多いので、主語として「政府は」が多くなります。ただ、「政府は」と「国は」が混在しているというのは御指摘のとおりですので、整理していきたいと考えております。

小澤： それではそのように修正していただくということでよろしく申し上げます。それと、文脈の流れが途切れてつながっていない部分についても、後で修正していただきたいと思います。

環境省・井上室長補佐： 藤村委員の御指摘ですが、生物多様性の後に野生鳥獣のことを記述しているのは、生物多様性の大きな枠の中で野生鳥獣は重要な要素と考えているためです。

藤村： それなら生物多様性の段落の中で野生鳥獣を位置付ける書き方にすべきと考えます。

環境省・井上室長補佐： そのようにしたいと思います。

小澤： 岩間委員の御指摘ですが、「解決する能力～不可欠です」とあって、その説明として「すなわち～」以降の文章があると思います。これについて文脈上齟齬がありますでしょうか。

岩間： 何の能力か、意味が分かりにくいと感じました。「考え、能力」が「考える能力」に誤解されることもあるのではないかと思います。

環境省・井上室長補佐： 御指摘通り、「解決する能力」としないと意味が通らないので、そのようにしたいと思います。

藤村： 今の問題の本質である「私たちの生活」の「生活」に社会経済活動すべてが含まれるのであればこれでよいと思いますが、その解釈でよろしいでしょうか。

環境省・井上室長補佐： おっしゃるとおり「生活」で、社会経済活動全体を表したいと考えています。

小澤： それでは次に、3ページ下～12ページの下までの部分で御意見ををお願いします。

神部： 11ページの について表現上の問題ですが、ソーシャルキャピタルを市民社会資本としています。このソーシャルキャピタルは日本語には訳しにくく、定訳がありません。市民社会資本の他、社会関係資本、人間関係資本という訳もあります。その中で、私としてはソーシャルキャピタルを人間関係、人間同士の信頼関係といった目に見えない資源の総称と考えており、社会関係資本といった関係性を重視した概念として使用することが多いです。国の出す文章は影響が大きいので、検討していただきたいと思います。

小澤： それについては検討していただければと思います。その他何かありますでしょうか。

末吉： 5ページの(2)の、「人と自然～」で始まる文章で、「想像」は「創造」ではなくてよいのでしょうか。

小澤： 私も気になっていたのですが、「創造」とするなら、どのように創るのが問題ですね。小さいものをつくり直すのか、関係が壊れてそれを紡ぎ直すのか、そのあたりの解釈がポイントになると思います。また、文脈も考える必要があります。

環境省・井上室長補佐： これは昨年7月に取りまとめたチーム槌高の検討報告書から引用してきたものですが、その報告書の中では「想像」とされていました。要は、人と自然のつながりを咀嚼して思い至らせるという意味で「想像」が的確と考えます。「創造」も重要ですが、その意味では、最後の行で「新しい価値を創り出す」というセンテンスがあり、そこが該当すると考えております。

川嶋： 小澤さんのおっしゃった、人と自然の関係、人と人との関係を紡ぎ直すという言い方が分かりやすいのではないのでしょうか。

小澤： チーム槌高で検討した際は、人と自然の関係を想像し、理解するという文脈だったと思います。ですので、ここでも、きずなを想像し、理解することのできるとした方がよいのではないのでしょうか。そして紡ぎ直すは、後の部分に含めればよいと思います。

川嶋： 資料1-1の「1 法改正の反映」でも、一番上に「協働取組の在り方」があり、これが基本方針の中で非常に重要であると理解しています。しかし、資料1-3の5ページにある「人間像」において、協働取組（コラボレーション）ができる人間像に当たるフレーズがどこにあるかがよく分かりません。「それぞれの立場と役割で社会づくりを担っている人間」は「それぞれの立場でやっていきましょう」と解釈でき、その上の「共に働き～」という部分は、個人的な印象を受けます。「他者の痛みに共感し～」が多様な主体で働くという意味でそれに当たるかもしれませんが、無理矢理入れたと言う感じがしました。

小澤： 私は、人間像はこの中の全ての要素が入っているのではないかと考えます。完璧な人間像はないので、それぞれが環境学習を行うことでここにある能力を内発していくということではないのでしょうか。1991年の文科省の環境教育指導資料では、他者の意見に寛容な精神というのがありました。協働するということはそれぞれの立場を理解しながら自分も力をつけていくということですので、一つにしぼるべきではないと思います。

環境省・井上室長補佐： 当方としては協働を分解した結果を書いてみました。しかしキーワードが無いと分かりにくいことも確かです。御意見を踏まえ、「他者の痛みに共感し、共に働き、汗を流すと共に協働することができる人間」としてはいかがかと思えます。

小澤： よろしくお願ひします。書かれている要素全てを持つことは困難ですが、こういったことを目指す人間像をイメージしていただければと思います。環境教育はプロセスに意義があり、完全無欠な解決策はないことが前提です。環境問題（problem）より課題（issue）を多角的に検討していくことが重要であり、これがグリーンイノベーションにもつながります。

藤村： どれほど話し合っても協働出来ない場合もあります。特にNPO同士は、それぞれ独自のミッションがあり、それを無視して無理に協働しようとする、これまでの関係が壊れてしまいます。小澤座長がおっしゃるとおり、書かれている要素を全て持つことはありえないので、こちらについては適時分割して考えていけばよいのではないかと思います。

あと、12 ページにあるオーフス条約について、日本はオーフス条約を批准していないことは承知していますが、特に議員の方々には国際社会でこういった条約があることをもっと知って頂き、少しでも関心を持って頂きたいと思います。今回の基本方針に無理に書き込めとは言いませんが、議員への説明の折には是非その意味や必要性についても説明していただければと思います。

それと 12 ページの政策形成について、「政策の実施段階のほか、計画段階から多様な主体が参画する～」とありますが、まさに計画段階から入ることが重要だと考えます。今回の取組でも法律でもこれは強く言われているので、計画段階から入って、実施、フォローという書き方に変えて頂けると嬉しいです。

また、「機会を設けることも重要ですが、～情報を公開していくことが求められます」とあり、情報の公開に重きがおかれています。情報公開は最低限必要なことで、計画段階から協働の仕組みを作っていくことが重要という書き方に変えてもらえると嬉しいです。

小澤： 「機会を設けることも重要です」で一区切りして、その後情報を公開していくという書き方にすればよいのではないのでしょうか。各省庁では、実証的に地域で協働を実施していくというケースが多いように見受けられます。オーフスについては、国際的な流れの中にあることであり書き込めないということですね。

環境省・井上室長補佐： オーフスについてはこれからの説明の中で入れていきたいと思ひますし、地方自治体にも施行通知において広く説明していきたいと思ひます。また、政策形成の参画と情報公開が混在しているように思われますので、明確にわかるように分けて書いていきたいと思ひます。

岩間： 感想ですが、11 ページの「協働取組についての取組の方向」と、32 ページの「(1) 各主体間の協働取組」の関係がバラバラで読みにくいという印象を受けました。現行の基本方針でも協働取組については分かりにくい部分がありましたが、今回協働取組について全面的に多くのことが入っていて、かつ 32 ページの(1)が残っているので、読みにくいと感じました。

また、11 ページの 2 行目の「人間の生態」は哲学的で読みにくいと感じました。

小澤： 32 ページの(1)については、11 ページの をより明確に述べたもののようですね。

岩間： 協働は今回の目玉なので「その他の重要」に入れるのはもったいないと思ひます。

藤村： 現行のものにいろいろはめ込んだので、どれが大事でどれがそうでないかが読みづらくなったと思ひます。ア、イ、ウとか 、 、 のつながりも見えづらいなので、組み立て

を変えることを考えるべきではないかと思います。今回せっかく大きなポイントがいくつか盛り込まれたので、そこが目立つようにしていただくのがよいかと思います。

小澤： 全体を見てから検討することとしましょう。

末吉： 8ページの「未来を創る力」で、ESDのクリティカルシンキング（批判的な思考）という能力がありません。クリティカルシンキングという能力はESDの中では大きな課題で、その解釈について現場で議論されています。クリティカルシンキングをここに入れた方がよいのではないのでしょうか。

小澤： 日本でクリティカルシンキングを批判的な力と翻訳すると、否定的なニュアンスで捉えられてしまい、拒否反応が起こります。もし入れるとすれば、論理的に思考し、客観的な事実に基づいて判断・選択する力として入れればよいかと考えます。Problemとissueがよく分からない人がいて、環境問題が起こると環境教育と短絡的に言う人もいます。確かに文科省のESDの中にもクリティカルシンキングは入っています。

環境省・井上室長補佐： クリティカルシンキングは重要だと考えます。9ページの3行目にある「論理的思考力」を「客観的・論理的思考力」とするのはいかがでしょうか。

小澤： その方がいいかもしれませんね。

末吉： 私どもの研究会でもクリティカルシンキングは大変話題になりました。話題性があるということは、クリティカルシンキングによりいろんな方面から物考える機会が与えられます。クリティカルシンキングは吟味する力でもありますので、それを目玉として論議できる良さがあるのではないのでしょうか。論理的思考に入れるのならそれでよいですが、このような考え方もあることを申し上げます。

小澤： これはとても悩ましい問題で、私も90年代にイギリス人と議論したとき日本人が一番理解出来ないのがクリティカルシンキング、クリティカルアナリシスでした。NPOではこれを強く打ち出す人もいますが、本当に日本人になじむかは疑問があります。国立教育政策研究所の報告書が世の中に出て、客観的・論理的に判断する力につながればよいかと考えます。

藤村： 学校のみならず、災害廃棄物の受け入れをどうするか、放射性物質をどうするかという問題で、まさにクリティカルシンキングが問われており、日本人が一番欠けているところだと思います。客観的考え方、科学的な考え方、論理的な考え方が一番足りません。批判

という言い方ではなく、客観的とか、科学的とかそういった言い方がよいのかなと思います。

小澤： 科学的、論理的な中に客観的というのがある、絶対に安全というのはないので、そこをきちんとマスコミに書いていただくといったところにつながると思います。とりあえず、客観的・論理的思考力としておくことでよいでしょうか。

(異議なし)

小澤： ありがとうございます。

宮林： 全体的によくまとまっていますが、9ページの「環境教育に求められる要素」について意見します。私の経験では環境教育で重要なのは子どものお手伝いとか、文化に学ぶ精神等があるのですが、現在お手伝いの構造がなくなっているのではないかと思います。かつてあったが、それが今大事だということがどこかに盛り込まれてもよいと思います。

小澤： 同じ箇所に、自然体験、社会体験、生活体験とありますが、この生活体験の中にそういったことは含まれていると解釈していただければと思います。これは基本方針でなるべく簡略にという制約がありますので、宮林委員のおっしゃったことはメッセージとして発していただければと思います。それでは12ページ以降32ページまでで意見がありましたらお願いします。

川嶋： 略語を何処まで使うかという問題かもしれませんが、何かルールがあって「ESD」という文言は書いてないのでしょうか。

環境省・井上室長補佐： 特にルールはありません。ただ、ESDは一般的に定着していないということがありますので、一般の人にわかりやすいように「持続可能な開発のための教育」と書いておりましたが、人に普及させるという観点でそういった略語を入れるのが適切かもしれません。

小澤： 「国連持続可能な開発のための教育の10年」の場合はUNDESDを入れた方がよいかもしれません。

環境省・井上室長補佐： 31ページのAで「国連持続可能な開発のための教育の10年」とありますので、ここに「United Nations Decade of Education for Sustainable Development」を入れたいと思います。

藤村： ESD に関して、旧法を作る段階から、持続可能な社会に向けた環境教育という法律名称ではどうかというお話もありましたが、そのような言葉は使いづらいただろうということで、環境教育に関する法律になりました。その後も ESD と環境教育とどう違うかという議論は続いていて、今も混沌としています。私自身としては、環境教育と ESD はほとんど同じという思いがあり、いつの日か国際的な ESD というものは、実は日本の環境教育、つまり持続可能な社会に向けた教育とほとんど同じであることを言うべきであると思っています。

それと、13 ページの「(1)環境保全活動～基本的な考え方」あるいは 20 ページの「ア．人材の活用・育成」で、自然体験活動に偏りすぎているのではないかと思います。それしかないと言えればそれまでですが、以前小澤座長からも、社会体験、生活体験が重要であるというお話もありましたので、それも追加すべきかと思っています。そうでないと、子供たちのための環境教育と捉えられる懸念もあります。

環境省・井上室長補佐： ESD と環境教育の関係ですが、31 ページのアで「開発教育、福祉教育、多様な文化や歴史についての教育、平和教育、人権教育等幅広い分野の教育と連携しながら環境教育を進め」とありますように、持続可能な開発というのは幅広い観念ですので、それと環境教育がイコールであることは申し上げにくいかなと思います。ただ他の教育と相まって進めていかなければならないのはおっしゃるとおりです。そこをご理解頂ければと思います。

藤村： おっしゃることは理解出来ますが、その辺のところを総合的に考えて構成していく方向性が環境教育で求められていると思います。

環境省・井上室長補佐： 2 点目の御指摘ですが、自然体験以外の体験や実践についてどのようなものがあるか、考えて示していきたいと思います。

小澤： 1990 年代にとりまとめられた「これからの環境教育・環境学習」で、「持続可能な社会を目指して」ということをうたっており、それを環境教育の側面からやっけていこうとなりました。私もちょうどその頃、文科省の初等教育を担当していた中教審の委員でしたが、それらを統合していった結果が 31 ページの初等的な学習の時間の事例であり、地域をベースとした学校の学習です。地域の課題から入っていくと持続可能な地域づくり、あるいは社会システム、未来のことについても統合されていくかと思っています。ただ日本の社会システムでは統合しにくい難しさもあります。この会議も 5 つの省庁の方が入っていただいています。私たちは次の世代につないで新しい概念を生み出していくのがよいかと思えます。また、今回の基本方針で、未来を創る力、能力を入れたのは、次のステップとして考えたいという立場にあるからです。もっとも日本は大きく変革するのは難しい社会かもし

れませんが、微調整しながら効率よくやっていく側面もあります。大学教育もそれぞれの専門性を用いて今の課題（issue）にどのように取り組んでいくかを考えていく必要があります。そして、それらを時代と共に真摯に受け止めて進めていただければありがたいと思います。

倉島： まず資料1-1の1の2番目で、法改正の反映として学校教育における環境教育の充実がうたわれていますが、そこで一番重要なのが資料1-3の17~18ページかと思います。私なりに学校教育における環境教育の充実を考えたとき、学習指導要領の大きな柱となっている体験活動の充実があり、それに伴う地域との連携、人材の活用、企業・NPOとの連携や教員の資質向上がありますが、もう一つ重要なのは、環境教育は全ての教科・教育活動で行われることだと思います。

しかし、そのことは17ページの最初の段落で「各教科間の関連に配慮しながら進めることが必要です。このためには、各学校において環境教育に関する全体的な計画等を作成し、総合的な取組を進めること等が必要だ」という表現にとどまっています。また、2段落目で新学習指導要領に触れられていますが、「社会科、理科、技術家庭科等を中心に～」とあり、逆に言えば他の教科は関係ないという印象が強くなります。以前資料としていただいた「授業に活かす環境教育」に書かれているような「いろんな教科と関連しながら」といったトーンが弱くなっているように思われます。それを伝えることができれば、法改正の反映により学校教育における環境教育の充実ということになっていくと思います。

津田： 私もこの17ページの部分は書き換えられないかなと思います。「社会科、理科、技術家庭科等を中心に～」というところを「社会科、理科、技術家庭科のみならず」というふうに変えることで協力体制ということが書けるのではないかと思います。

それと高等教育についても、教員の養成だけでなく科学技術を目指している人も環境を考える仕組みを作るといったことを少し加えればよいのではないかと思います。他教科との連携でいろいろなところで環境を育む心の育成が必要と考えますし、科学技術を目指す人達も環境を配慮すべきと思うので、そのあたり言葉を少し変えれば何とかなるのではないのでしょうか

井上： 御指摘の点については文科省と協議の上考えていきたいと思います。

小澤： それでは大学教育の部分を含め17~18ページは加筆修正させていただきたいと思いません。

宇高： 18ページの上段「大学や大学院などの高等教育機関においても～」において、大学生

のインターンシップ制度を大学の中で位置づける方が環境問題の解決につながるのではないかと思います。また、コーディネーターとしても様々な役割がありますが、そういった経験は少ないと思います。インターンシップは、ここに記載されている「環境を題材とした講義や研究過程等」に含まれるとするのかもしれませんが、あるいはインターンシップの事例を取り上げていただくのがよいのかと考えています。

ただ、インターンシップは大学だけでなく、社会等幅広い場における環境教育の推進や、人材育成にも関わってきます。職場でも機会を与えないとなかなか人材が育たないと思います。このあたりについてみなさんの意見をお聞きしたいと思います。

藤村： 損保ジャパンがNPOに学生を派遣するという制度を10年近くやっています。時給800~900円程度で全国のNPOに約250時間学生を送り込んでいます。これはNPOにとってもありがたい制度ですし、学生にとっても社会を知るいい機会となっています。しかし、大学によって学生の単位取得の対象となっているところもあればないところもあり、単位があるから来た人は余り熱心でなく、単位にはならないがNPOを知りたくて来た人の方が熱心です。インターンシップというのは大学教育にとって重要な制度なので、ぜひ書き込んでいただくと嬉しいなと思います。

小澤： 今の話題と関連して、学会会議において昨年、「大学教育における環境教育の充実に向けて」という提言をしており、その中で大学生も体験が必要であるということなどが言われております。幼児期からの小学校4年生までは自然体験でよいかもしれませんが、それ以降は社会体験等も入ってきます。社会システムを学ぶこともインターンシップには含まれるので、そういった書きぶりをしていった方がよいかと思います。

環境省・井上室長補佐： 御指摘に従って書きぶりを考えさせていただきたいと思います。

川嶋： 18ページの下から3行目で「雰囲気」とあり、文章としては分かりやすいのですが、違和感があります。やりにくい雰囲気があるのかと思ってしまいます。要は仕組みをつくるという意味なので、「雰囲気」と書くのはいかがなものかと感じました。

小澤： 「雰囲気」は削って、「仕組みづくり」といればよいかと思います。

倉島： 念のため申し上げますと、そういった雰囲気は学校にはありません。あるとすれば、多忙になったり、自習になって他の先生に負担をかけるということですので。

神部： 7ページの下から4行目で「政府としては、家庭、学校、職場、地域等に対して、環境の保全に関する情報又は機会の提供等の支援を行い～」とあり、その後の部分で学校、職

場、地域に対する環境教育支援は書かれていますが、家庭に対する環境教育支援は国としてどうしていくのでしょうか。例えば、今回 19 ページの下から 3 行が全て削除されています。全体として家庭における環境教育支援が他と比べて薄い気がします。

環境省・井上室長補佐： ご存じのように事業仕分けで家庭の部分がかなりなくなってしまったという経緯もありますが、家庭を軽視するということではございません。やはり法律のあらゆる部分でということでしたので、家庭のことだけを取り上げるのはどうかということでここは削りました。しかし全体として見ると家庭の部分が薄いというのは御指摘のとおりです。そこは、家庭が軽視されないように工夫したいと思います。

小澤： これはおそらく、基本方針が世の中に出て、都道府県、市町村に下りていく中で、基礎自治体がどれだけ基本計画に書き込んでくれるかということ、各主体の連携で書かれている教育局と環境局の連携において情報のやりとりがしっかりできるかということ、市民カウンセラーが地域でどう活動して下さるかに関わってきます。評価という面もありますが、環境教育をやったからいきなりCO₂が減るわけではありません。しかし、事業仕分けで性急にそういったことを求められたこともあるので、そこは皆で連携を取りながら地に足を着けたやり方で進めていくという論調であるといったことを加えていただければと思います。先ほど申し上げましたように後ろに今までの積み重ねがあるということベースにいただければいいと思いますし、自然体験だけを環境省が言っていたわけではありません。ここにいらっしゃる方は傍聴の方も含めて地域で連携してよりよい社会、よりよい暮らし、よりよい人生を目指していただければと思います。

倉島： 単純な質問ですが、コーディネーター、ファシリテーターという言葉が出てきますが、今どこにいて、どうすれば協力していただけるのか、その人材をどのように育てるのかを教えていただければと思います。

環境省・井上室長補佐： コーディネーター、ファシリテーターがどこにいるのか分からないのはおっしゃるとおりで、こういった概念が地域でなかなか溶けこんでいないことがあります。今回法律で支援団体の指定制度もできまして、既存の人材認定育成事業登録制度と併せて「見える化」をしていくために制度化されようとしているところです。ただ、実際はコーディネーターやファシリテーターの方々は身近な地域の中にいらっしゃると思います。例えば校長先生、区役所、市役所の方が奔走して地域をつなぎ、そういう方には情報が集約され、様々な人間関係の中でコーディネーター、ファシリテーターとなっています。一言でファシリテーターといってもいろいろな立場、専門分野があると思います。それぞれの分野で力を発揮して頂くためにも人材バンクといったものを支援団体の事業としてやっていただきたいと考えております。なんとか見えない部分を「見える化」していくの

が今回の法律の主眼でございます。

小澤： 藤村委員、川嶋委員は地域で活動されていると思います。末吉委員の江戸川区ではコーディネーターとしての組織も NPO でできているだろうと思います。自治体によっては、学校のコーディネーターの制度を持っていて、割と熱心に環境に入っている事例もあります。あまり目立つものはなかなかないですが、地域で接着剂的にやって下さる方が多いと思いますので、そういう情報を皆さんで流していただくことも必要かなと思います。

岩間： 23 ページの で、「こうした職場における取組は～取り組むことが重要です」と「また ISO14001 やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムは～取組を進めます。」の文章のつながりが分かりにくいと感じました。特に外部との協働取組は非常に広範で、厳密な手続きが必要な物もあれば、そうでないイベント的なものもあります。「環境マネジメントシステム～側面があり」で一言で片付けるのは分かりにくいと感じました。環境マネジメントシステムにこういった側面があることは否定しませんが、環境マネジメントシステムの手続きをしないと協働取組をしないという誤解を生むかと思いますので、さらっとした書き方がよいのではないかと思います。

また、24 ページの下の方にボランティア活動の促進というのがありまして、これはその通りだと思いますが、個々に書いてあるのは組織人のボランティアの促進だと思います。学校に関わるボランティア活動は別にあると思いますが、これから引退された方がボランティア活動を一生懸命されると、そのパワーは社会ひいては環境教育にもインパクトを与えることになると思います。せっかく今回こういった新しい基本方針を定めるのに、こういったことがないのは寂しいように感じました。

小澤： 後の方の御意見については書き加えてもいいですね。

藤村： 環境マネジメントシステムや ISO などが行き詰まり、いろいろ問題が起こっていることは重々承知していますので、ここで事例に挙げるのは賛成ですが、学校に比べると職場における環境教育に関する書き込みが薄いなと感じています。今回の法律で社会経済システムとの関わりも言われているわけですから、学校だけでなく職場でももっと充実してほしいと思います。一方、最後のほうの情報の提供、表彰というところで、積極的に従業員向け環境教育をやっている所に対しては表彰等の支援を行うという書き方をしている所についてはいいなあとと思いますが、表彰以外にも何か効果的な物がないかと思っています。岩間委員の御意見には相反するかもしれませんが、私自身はそう思いました。

岩間： こういった書き方が適切かどうかというところを問題提起させて頂いたものです。

宮林： 今の議論の部分で ISO というものを入れてしまうと、かなりの縛りがでてくるのかなと感じます。私たちも大学で ISO を取得してみると、評価基準に対する評価ができてきます。本来の環境教育に位置づかなくて、ISO のためというものになります。文科省でも評価をやられていますが、教育の形骸化と思うくらいかなりおかしくなっているのではないかと思いますので、この辺は書き方を変えて頂いた方がいいのかなと思います。

小澤： その辺は検討していただきましょう。では、3 . その他の重要事項の(1)については先ほどの御意見に従って検討します。「(2)法の施行状況についての検討、見直しの準備」で、さらりと評価を検討していくとありますが、この辺の進め方で何か御意見はありますか。

藤村： 見直しをいれてくださって、これからも継続的にやっていくとあるのは感謝していますし、私たちも継続的にやっていかなければならないと改めて思った次第です。もうひとつ、2 行目の「効果等について必要な調査を行います」といったところに「地方自治体や民間団体と連携しながら」という言葉を入れて頂くとか、長谷川先生から指摘がありましたように、誰が、どういう視点で量的評価のみならず質的な評価も加えながら、といった文言を加えて頂くといいものになっていくのではないかと思います。

小澤： それも検討させていただきます。長谷川委員のコメントにも評価のことが出ています。そこは本当に質的な評価がなりたつか私には分かりませんが、質的な評価の在り方も含めて書ければと思います。

宇高： 33 ページの「 政府と地方公共団体との連携強化」の第 3 段落についてです。先ほど家庭の話が出ましたが、「特に」の後に家庭の取組と関わりが深い地方公共団体という言葉で家庭での環境教育の促進ということをやった頂ければ、そのことが後ろに出て来る行動計画の中で明確にされるのではないかと思います。政府、公共団体と連携して家庭の部分も進め、かつ仕組みとして計画を立てて、協働の仕組みを上手く成り立っていくように役割分担もできるのではないかと思います。

小澤： それでは予定の時間も過ぎましたが、もう一つ主務省令という大きな議題があります。基本方針について頂いた御意見はまた修正してみなさんにお返しするなり、私の方で預かるものは預かるようにしていきたいと思います。

(資料 2 について、井上補佐の説明)

小澤： ただいまのご説明について何かありますか。

藤村： 関係者しか意見を出してこないという現在のパブリックコメントの非常に大きな問題をここだけで解決するのは無理だと思います。しかし、ちょっと期間を長くするとか、自治体や企業、団体にも積極的に情報だけは流して回答を促す等、現在のパブリックコメントの弊害を少しでも取り除いていただければ嬉しいなと思います。

小澤： 学校で小中高の教育を見ていますが、小学校の先生が一番上手に説明すると思います。人間はよそに興味があるときはいくら情報を流されても聞きませんが、小学校の先生は、低学年4年生以下のお子さん達に対して「はい、鉛筆をおいて。膝の上に手を置いて」と言ってきちんとメッセージを出しています。大学の授業の中でも話を聞いてもらえないというジレンマを持ちます。今、世の中の動きは激しいですが、皆さんが真摯に受け止めてパブリックコメントを出してくれる、本当はそんな社会にしなければならないと思っています。

宮林： 今小澤先生がおっしゃったとおりだと思いますが、この文言の中で国民サイドが関わってくる部分が見えにくいと感じます。自治体とか国とか事業所ではなく、農村、山村、都市とか、自分が関わっている主体が少し見えてくれば、俺のことを言ってるんだなということが見えてくるのではないかと思います。そこが表面に出て来ると、パブリックコメントに参加する人が増えるのではないかという感じを受けます。

小澤： どのようにすれば響く言葉で伝えられるか。どうしても予算の関係上、国はホームページでお願いしていくわけです。そう言った意味で委員のみなさんもお知り合いの方に声をかけて、読んで頂いてコメントをいただくようにお伝えしていただければと思います。オーフス条約のように情報だけでなく、参加することに意義があると思います。当事者意識を持たなければならないという点をかみしめて是非意見を広く求めていただければと思います。

宇高： この間、様々な勉強させていただいてありがとうございました。この「資料2 主務省令について」には7月に地方自治体の説明会の開催とあります。地方自治体の職員の人達と話をする機会がありましたが、彼らが一番危惧しているのは、この環境教育と促進法が自治体とどう関わるか分からないということです。つまり何をすべきか、役割が分からないということです。この説明会の開催もなるべく基礎自治体の方々に、「法律がこう決まりました」ではなく、自治体が何に関わるのか、「こういうことに関わっていくんですよ」ということをもう少しはっきりとおっしゃったほうがよいかなと思います。また、できれば文部科学省の方もご一緒になっていただくと非常にやりやすくなるのかなと思います。どうしても自治体も縦割りになりますが、環境問題も誰がやっているのか分からないでは

教育委員会の人達も立場が難しいかなと思います。行動計画を作ることに努めなさいという努力規定で終わっているということをよく言われるのですが、この説明会については自治体の人達と一緒にになって細かいところまで進めていただければと思います。

小澤： 基本方針の進路とそれから実践というのが両輪となって進めていかなければならないと思いますので、また委員の皆様のお力添えをいただきながら、実のあるものにしていただければと思います。

それではこれで今日の議論は終わりにさせていただきたいと思います。私も5回無事に役割を終えることができました。

現在の日本では、積み重ねていくことがなかなか理解していただけないと感じます。しかし、コラボレーションは大事なことです。この法律のあるなしに関わりなく、よりよい社会を作っていく、あるいは持続可能な社会を目指すべきだと思います。イギリスには Sense of place という言葉があります。これは、「場所の持っている意味（場所の感覚）」ということですが、高度経済成長以降、日本の社会構造はこの感覚とは離れた方向に進んでしまったと感じています。そして、それをどのように軌道修正をしながらやっていくかは今回の基本方針の中にも書き加えられているのかなと思います。それをどう読み解くかはそれぞれの人の能力次第です。私もそこまで詳しく述べる能力はないですが、自分なりの思いはあります。高度成長経済期以降大学教育を受けて社会人としてやってきて思うことは、日本はなかなかラディカルには変革できないけれども、ゆっくり改善型でやっていく社会であるということです。そういう形をみなさんと共に作る立場に座らせていただきましたことに感謝を申し上げて、私の座長としての役割を終わりたいと思います。ありがとうございます。

(この後、宮澤室長、および新木文部科学省社会教育課企画官のご挨拶で終了)